

第七十号議案

江戸川区長の給料の特例に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区長の給料の特例に関する条例
(区長の給料の月額)

第一条 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例(昭和二十六年四月江戸川区条例第四号。以下「区長等給与条例」という。)第二条の規定にかかわらず、江戸川区長の給料の月額は、区長等給与条例別表(一)に掲げる区長の給料月額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(適用除外)

第二条 前条の規定は、区長等給与条例第四条に規定する地域手当、期末手当及び退職手当については、適用しない。

付 則

- 1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

(説明)

江戸川区長の給料の月額の特例を定める必要があるので、本案を提出いたします。